

## 電気供給約款【低圧】 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定の概要	改定前	改定後
改訂日を更新しました。	[最終改訂日：令和4年8月1日]	[最終改訂日：令和5年1月10日]
燃料費調整と電源調整を合わせて、燃料費等調整とし、新たに規定しました。	新設	<p><b>別表 2 燃料費等調整</b></p> <p><u>(1) 各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調整額の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、その具体的な内容については、それぞれ以下各項ならびに次の「3 燃料費調整」および「4 電源調整」の定めに従うものいたします。</u></p> <p><u>(2) N月の検針日からN+1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとし、なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。</u></p> <p><u>(3) 当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとし、ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとし、</u></p>

電源調整の規定を新設しました。  
固定価格に加え、市場平均価格の変動を基準価格に応じて加減算し、電源調整単価を算定します。

新設

#### 別表 4 電源調整

##### (1) 電源調整額の算定

##### イ 電源調整単価

供給エリアに応じた1キロワット時当たりの電源調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭以上となり、かつ、13円00銭以下となる場合の電源調整単価は、ゼロ円といたします。また、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。電源調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭を下回る場合

$$\text{電源調整単価} = \{ \text{固定価格} + (\text{平均市場価格} - 7 \text{円} 00 \text{銭}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1 - \text{損失率}} \} \times (1 + \text{消費税率})$$

(ロ) 1キロワット時当たりの平均燃料価格が13円00銭を上回る場合

$$\text{電源調整単価} = \{ \text{固定価格} + (\text{平均市場価格} - 13 \text{円} 00 \text{銭}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1 - \text{損失率}} \} \times (1 + \text{消費税率})$$

##### ロ 固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、本基準単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の基準単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1 キロワット時につき

0 円 00 銭

ハ 平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における、毎月 1 日から末日までの期間に係る、エリアプライスの平均値とし、供給エリアごとに算定いたします。

なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものとします。また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ニ 損失率

損失率は、供給エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率といたします。

ホ 基準単価

基準単価は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、次のとおりといたします。なお、当社は、JEPX スポット取引市場の価格推移等を踏まえ、当社が必要と判断した場合は、本基準単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の基準単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1 キロワット時につき

0 円 00 銭

（2） 電源調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

（イ） 各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、（ロ）の場合を除き、次のとおりといたします。

		<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>電源調整単価適用期間</u>
		<u>毎年1月1日から 1月31日までの期間</u>	<u>その年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年2月1日から2月28 日までの期間（閏年とな る場合は、2月29日まで の期間）</u>	<u>その年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年3月1日から 3月31日までの期間</u>	<u>その年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年4月1日から 4月30日までの期間</u>	<u>その年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年5月1日から 5月31日までの期間</u>	<u>その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年6月1日から 6月30日までの期間</u>	<u>その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年7月1日から 7月31日までの期間</u>	<u>その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年8月1日から 8月31日までの期間</u>	<u>その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年9月1日から 9月30日まで期間</u>	<u>その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年10月1日から 10月31日までの期間</u>	<u>その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年11月1日から 11月30日までの期間</u>	<u>その年11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間</u>
		<u>毎年12月1日から 12月31日までの期間</u>	<u>その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日まで の期間</u>

		<p><u>(ロ) 定額制供給の場合は、各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</u></p> <p><u>(3) 電源調整単価の揭示</u></p> <p><u>当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調整単価を揭示いたします。</u></p>
【別紙】内の各契約種別の料金記載について文言を修正しました。	【別紙】 燃料費調整額	【別紙】 燃料費等調整額
その他、条項の新設に伴って、全体的に項番を修正しました。		